

令和4年10月27日

豊田市長 太田 稔彦 様

猿投地域会議
会長 林 哲夫

答 申 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

記

1 猿投地区の高齢者の見守りに関する課題

- ・農業従事者が多い猿投、加納町、舞木町、本徳町、乙部、亀首町自治区では、高齢でも体が動いているため、認知機能の面でフレイルに陥っても気づかず生活を続けてしまう人が多いと考えられる。
- ・個人情報の取扱いに慎重になるあまり、地域で情報共有が出来ておらず、近所付き合いも希薄化してきている。これは、団地で構成されるさなげ台、乙部ヶ丘第一自治区でその傾向が強い。
- ・以上のことから、見守りが必要な対象者の抽出が非常に難しいという課題があり、見守り活動の大きな障害となっている。

2 「高齢者健康長寿サポート事業」の実施を通して見えた見守りにおける課題

- ・令和2年8月から猿投地域在住のボランティアで構成される「さなげの里見守りの会」による傾聴活動を自治区やコミュニティ会議と協力し実施している。活動の中で、チラシの配布や回覧を複数回実施してボランティア募集をしているが、発足当初から人員が増加しておらず、また、活動を通じた経験として、傾聴ボランティアを実施するには、一定の知識・能力が必要であると感じている。よって、地域でボランティアの参加意識を向上すること、知識習得の機会を増やすことが課題であると考えます。
- ・傾聴活動の際に困りごとに関する依頼を受けることがあるが、対応することでトラブルになりかねないという心配があり、繋ぎ先に苦慮している。また、訪問自体を断られてしまうと、それ以上の活動はなにも出来なくなってしまう。
- ・ボランティアのみで猿投地区全域の情報を把握するのは非常に困難であり、自治区の組単位で地域に詳しい人物や市の協力が必要である。例えば、避難行動要支援者名簿がボランティア団体に共有されれば、連携して訪問することができる。

3 今後、猿投地域において必要な見守りの取組

- ・見守りが必要な高齢者の見極め方、地域で情報共有をどこまでしてよいかの目安となる市のガイドライン作成や、高齢者の見守りに対する自治区・地域住民の意識を向上できるような市の取組があれば、自治区や地域で活動するボランティア団体は、高齢者の見守り活動をより効果的に行うことが出来る。
- ・また、市や地域包括支援センターによる地域で活動するボランティア団体への研修、積極的なアドバイス等の支援による連携強化の仕組みや、ボランティア個人が負担を感じない程度の活動実費の支援があれば、支え合いの地域づくりがより活発に行うことが出来る。